

第7期 第1回男女平等推進市民会議 会議要録

日 時：平成23年11月21日（月）18:30～20:30

会 場：庁議室

参加者：山下委員・渡邊委員・吉村委員・斎藤委員・梶原委員・本田委員・岩本委員・
西川委員・荒島委員

事務局：市民部長・生活文化課長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

傍聴者：1名

○議題

- (1) 委嘱書の交付
- (2) 会長・副会長の選出
- (3) 諮問事項の協議
- (4) その他

・議題（1）委嘱書の交付

事務局：平成23年度第7期の男女平等推進市民会議を開催する。

まず、市長より委員の委嘱及び任命を行う。

～市長より委員へ委嘱書及び任命書を交付する～

市 長：このたびは東久留米市男女平等推進市民会議委員を快諾いただき感謝申し上げます。
平成23年3月に前任である第6期の市民会議より答申をいただき、第2次男女平等推進プランを策定した。第7期の市民会議では現行プランの評価方法及びプランの進捗状況についてご検討いただきたい。

市では、平成23年度より10ヶ年を計画期間とした第4次長期総合計画を策定し、新たなまちの将来像を掲げているが、この将来像を実現するための、施策全体に共通する基本的な考え方として第2次男女平等推進プランは位置付けられている。地域社会の課題解決や子育て・介護等をすべての人が性別役割分担意識にとらわれないことなく、平等に責任を担い、行動し、活躍することができる社会をつくるためにプランをより実効性のあるものとするための検討をお願いしたい。

事務局：各委員より自己紹介いただきたい。

～各委員が自己紹介する～

・議題（２）会長・副会長の選出

事務局：男女平等推進市民会議条例において「会長・副会長は委員の互選による」となっているため、各委員にて互選していただきたい。

委員：会長は引き続き山下委員に、副会長には斎藤委員を推薦する。

～全員が賛同する～

・議題（３）諮問事項の協議

会長：評価の枠組みについて説明願う。

事務局：これまでの進捗状況評価は全事業に対して実績報告、担当課評価及び市民会議評価を行ってきた。問題点としては、数値及び評価の際の基準（指標）がないこと、年度経過が見えないこと、次年度事業への反映内容等が見えないこと、職員への意識啓発に繋がっていないことが挙げられる。

今後の評価における目標は、市民及び職員が男女共同参画の視点や意識を持ち、生活又は事業実施において男女共同参画の視点が反映されることである。

評価の効果は、担当課にて行っている事業が男女共同参画の視点から見た際に、どのような目標（結果）に結び付くのか市民、職員へ周知につながり、プラン目標や男女共同参画の視点（意識）を考えるきっかけになる。また、担当課で行う事業への活用及びプラン目標に対する進捗状況の確認となる。

評価の流れとして、まず、平成 23 年度、24 年度は 4 月から 6 月の間に市民会議にて事業の視点を設定する。その後担当課へ事業報告書及び評価内容等を説明し、担当課は前年度事業の実績報告書を作成する。次に 7 月から 12 月にかけて担当課実績報告に対する評価票を作成し、必要に応じて担当課に直接ヒアリングを行う。その後、市長へ答申し、市民へ公表する。

担当課には、基本目標、目標、施策、事業名及び視点が記載された状態の実績報告書を配布する。担当課ではどの視点を加味して事業を実施したかをチェックボックスから選択し、実績報告書を作成する。また、今後の課題及び目標と数値化できる場合は数値や男女比率を記入する。数値及び男女比率については担当課とのヒアリングにて記入内容を決定し、6 年間の計画期間中列記する。

担当課と市民会議で施策の視点という共通認識を持つことで、同じものさしでの報告及び評価が可能となる。また、資料として体系図を作成し、プランの中での担当課事業の位置付けがみえるようにする。

会長：以上のことについて委員より質問はあるか。

委員：各課への事業報告及び評価方法等の説明は誰がいつ行うのか。

事務局：生活文化課が4月から行っていく。

委員：担当課の数はいくつあるのか。

事務局：13課である。

委員：12月に評価票を送付した場合、予算編成の都合から次年度の事業計画へ反映させることは難しいのではないかと。

事務局：平成23年度及び24年度評価については事前に担当課への説明が必要となるため、本来の予定と比べて3か月ほど遅れて評価票を送付することとなる。以降の評価では担当課が次年度事業へ反映できるような予定を組んでいきたい。

会長：評価内容について説明願う。

事務局：これまでのように事業単位で評価するのではなく、施策ごとに評価していく。項目評価として担当課の実績報告が男女共同参画の視点から見て適切か否かを4段階で評価し、総合評価として課に対して提言及び提案を行う。当該年度の評価に加えて、前年度の評価も記載する。また、評価に当たり、ヒアリングが必要になる場合が考えられるため、ヒアリングの有無の欄を加えた。

重点施策においては、年度ごとに特に重点的に評価する施策を設定し、平成23年度及び24年度は重点施策2の「市内事業所と一体となった計画の推進」を重点的に評価していく。

委員：評価基準は6年間変更しないのか。

事務局：基本的に評価基準は変更しない。

委員：施策ごとに評価するとあるが、施策内に複数の事業があれば事業ごとに成果が異なる場合があるため、適切な評価ができないのではないかと。

事務局：施策内に複数の事業があることで、逆に取り組みが進んでいない事業が見えるようになるのではないかと。また、取り組みが進んでいない課に対してヒアリングを実施する際の目安にもなると考える。

委員：評価を提出する際にヒアリングした内容は添付するのか。

事務局：添付する。

委員：重点施策2は生活文化課で行っているとあるが、実際にどのような事業を行っているのか。

事務局：新規事業であるため、事業内容を検討している段階であり、事業所との連携方法等重点施策2の取り組み内容については市民会議にて協議していただきたい。

委員：重点施策に対する評価と通常の評価の差異化をどのように図るのか。

事務局：重点施策の評価方法に関しては今年度の会議中に決定することが難しいためワーキング・グループにて別途協議し、評価案の作成をお願いしたい。

・議題（4）その他

○次回会議

2月6日(月) 18:30~20:30

○ワーキング・グループ(重点施策の評価方法の検討)

第1回: 12月12日(月) 18:30~20:30

第2回: 1月16日(月) 18:30~20:30